

## 令和5年度第1回(第46回)八尾市人権尊重の社会づくり審議会 会議録(概要)

### 1. 開催日時

令和5年7月25日(火) 午後2時から午後4時10分

### 2. 開催場所

八尾市役所本館8階 第2委員会室

### 3. 出席者

(委員) 水島会長、朴副会長、森委員、池上委員、今岡委員、大橋委員、西寺委員、林委員、藤本委員、山本委員、前川委員、卯川委員、中嶋委員、柳瀬委員

(事務局) 中野人権ふれあい部長、的場人権ふれあい部次長、宮崎人権政策課長、阪田人権政策課長補佐、和島人権政策課長補佐、池田人権政策課係長、亀谷桂人権コミュニティセンター館長、北口安中人権コミュニティセンター館長、富田高齢介護課長、寺島障がい福祉課長、岩井こども若者部次長兼こども若者政策課長、目黒こども総合支援課長、齊藤人権教育課長、堂國人権教育課参事兼課長補佐

### 4. 案件

- (1) 第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗管理について
- (2) 差別事象等について
- (3) その他

### 5. 議事内容

【凡例】○：意見、Q：質問、A：回答

案件に入る前に出た意見等

【主な意見・質問・回答等】

Q1. (委員)

資料4 八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」答申を受けての対応について、前回は各委員からさまざまな指摘があり、指摘事項をまとめて次回八尾市から回答する、として最も時間をかけたが、案件にそれが入っていない。

人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗管理は審議会の非常に重要な案件となっているので、これまでの経過を踏まえると、「施策の方向性について」の取り扱いについて十分な説明が八尾市からなされていない、と考えているが、案件に挙げられていない。

資料だけが挙がっているが、議論が終わっているから今回の案件として取り上げる必要がなく、資料の説明のみでいいというのが八尾市の考えか。

#### A 1. (事務局)

「案件3. その他」で「施策の方向性について」を説明する予定だったが、決して重要性がないと考えているわけではない。

前回の会議で、「施策の方向性について」の議論の方を最初に持ってきて、かなり時間を費やした。それで、後の案件で時間がなくなったので、今回は「人権教育・啓発プランの進捗管理」、「差別事象等について」の順番で進めたいと考えている。

案件3は、「答申を受けての対応について」とすべきだったので、「案件3. その他」として説明することになったことは、申し訳なく思っている。

決して軽く見ているということではないのでご理解いただきたい。

#### O 1. (委員)

会議の案件は、部落差別の問題だけを最重要課題として優先すべきということを使うつもりはないが、今までの経過を踏まえると、この問題について、審議会として了承できるような八尾市の説明を聞いた上で、他にも議論すべき課題があるので、答申を受けての対応については十分な時間をとって議論ができるようにすべきだと思っている。前回の審議会で時間を多く割いたことについては、大変心苦しく思っている。

しかし、八尾市の諮問に基づいて審議会として2年数ヶ月かけて出した答申に対して、「新しい計画を作らない」ということが議会で答弁をされて、内容について全く示されていないことを考えると、審議会として出した答申に対する取り扱いとして妥当か、という気持ちがあった。

今まで公式、非公式に八尾市といろいろな折衝をしてきたので、計画について、「作らない、実施しない」という否定的な姿勢ではなくて、「できるだけ積極的に取り入れていく」という姿勢を示してほしい。できるだけ否定的な表現をしないように、「あれはしない、これはしない、新たなものはしない」という議会答弁のようなものを行い続けることは、決して問題解決の役に立たないということをずっと申し上げてきた。

#### O 2. (委員)

案件3. その他に代えて、**資料4**の「答申を受けての対応について」という項目をこの場で案件に明確な形で追加して、最終的に案件4として、その他を扱ってはどうか。

また、答申についての意見を聴く時間を十分に確保するという点にも少し配慮して、例えば、案件1、2について、残された時間の半分、50分ぐらいで、そして、案件3として、「答申を受けての対応について」について、50分程度議論するという形で進めたい。

できる限り、「答申を受けての対応について」の審議時間を確保するという形で、案件1、2の報告から順番にするということではどうか。

#### O 3. (委員)

委員の皆さんの経験や各部署での活動を聞いて努力をしてきたが、これ以上、部落問題だけで議論を続けるのは本当に申し訳なく思う。

過去2回、時間をかけてやってきたため、できれば今日は、八尾市の基本的な姿勢が示されるのであれば、議論はそんなに時間をかけなくてもできると思っている。

ただし、資料の中身のことについて触れないわけにはいかないもので、そのことを先に申し上げた。

Q 1. (委員)

今日、市長は最初に挨拶して退席したが、前回の会議で、「市長はずっとここにいるべきだ」という意見が委員から出たと記憶をしているが、事務局は、この点について市長に伝えたのか。

伝えたのであれば返事はどうであったか、しなかったとすればなぜしなかったのかを伺いたい。

A 1. (事務局)

審議会が開催されたらその都度、内容をきちんと市長に伝えている。

慣例的に審議会で市長が冒頭挨拶して、公務の都合ですぐに退席をするケースがほとんどであるため、ご理解をお願いしたい。

O 4. (委員)

市長という地方公共団体の最高決定権者が審議会に臨むこともいいかもしれないが、市長が不在の中で、委員が自由な意見を述べるという意図もあると理解をしていた。

再度、その点について、委員から意見があったことを伝えてほしい。

案件(1)第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進捗管理について

・事務局から資料1、資料2について説明

【主な意見・質問・回答等】

Q 1. (委員)

いじめに関することが多く載っているが、八尾市にいじめから子どもを守る課が新設されたにも関わらず、いじめに関する課題に対応しているのは、いじめから子どもを守る課ではないことが多い。いくつかはいじめから子どもを守る課が対応している記載があるが、どのようにすみ分けがされているのか。

また、市民としては、せっかく新設された課であるので、いじめに対してどんどん積極的に動いてほしい。

私自身、中学生の子どもがおり、13 ページで、いじめ防止啓発カード 25,000 枚を配布したという実績が上がっているが、こういった施策をやったということで終わるのではなくて、どういうふうに変わったというような報告をしてほしい。

A 1. (事務局)

いじめ問題については、学校現場、教育委員会が中心となって対応していくべきだと捉えている。

新設されたいじめから子どもを守る課は、知識や法に基づいて対応するところであり、教育委員会と学校現場は、今までの対応実績や学校現場のことを踏まえて対応するところである。両者をうまくマッチングさせながら、学校現場のいじめの解消に繋げていけるようすみ分けをしている。

一方で、いじめから子どもを守る課は、市民から見ると、いじめの相談窓口の一つになっている。いじめから子どもを守る課と連携をする中で言うと、創設時からいじめの相談件数は、どんどんと増えている。

いじめの認知件数が多い方が、アンテナの感度が高くて良いというふうに、文部科学省は推奨しているので、いじめの件数が増えたからといって、子どもたちの住みやすさや、安心して学校生活を送りにくくなっているのではない。

一体どのようにいじめ解消に向けての成果を図るのかは難しいが、「どんなことでいじめられましたか」という、いじめの対応別件数が減っているという事実がある。初期の段階で、いじめを認知して抑えているという意味でいうと、いじめの取り組みは一定の効果が出ていると捉えている。そういう意味で、いじめから子どもを守る課の法や知見に基づいた取り組みというのは、大変有用なものになっていると考えている。

いじめは、子どもたちにとっては、非常に大きな問題だと思っているので、子どもたちが安心して学校生活を送れるような取り組みを推進していきたいと考えている。

## Q 2. (委員)

自分自身の生活を振り返ると、私もヤングケアラーだったと思う。当時はそういう言葉がなく、自分は当てはまるのかどうかを全然考えたこともなかったが、資料の1ページに「各年代のヤングケアラーに学校ができること」という取り組みがあるが、具体的に学校はどのようなことをしているのか。

## A 2. (事務局)

ヤングケアラーは、新しく出てきた言葉ではあるが、これまでもそういう状況下にある子どもがいるのではないかということ是指摘されており、学校現場でも丁寧に子ども生活状況を把握してきた。

3年前ぐらい前からは、ヤングケアラーの当事者の意見を聞くような研修を実施している。

当事者には、自分の家庭のことを恥だと思われたくないという思いがあるため、当事者がどうして欲しいかを考え、寄り添う必要があることを学んで、昨年度、「各年代のヤングケアラーに学校ができること」というタイトルで検証を実施した。実際には、学校生活アンケート等を実施、活用して、子どもたちの状況を把握している。

## O 1. (委員)

子どもは、若い世代であるのでいろいろ楽しみがあると思う。若い世代であれば、いろいろ遊びに行ったり、もうちょっと友達と遊んだりできるが、通院や介護が必要な人が家にいると、時間を気にして家に帰らなければならない。絶えず時間を気にする必要があるので、楽しみを我慢しなければならないことが多いと思う。

私の場合は、家族の人数が少なかったので、どうしても自分がしなければならないというのがあった。昨今、子どもの数が少なくなっているので、きょうだいが多かったら分担してできるが、子どもの数が少なかったら、1人が担う役割が大きくなっているのではないかと感じている。

## O 2. (委員)

1つめは、5ページの19、企業等における人権啓発の推進のところで、企業の積極的な加入について、退会となるケースも少なくないため、メリットや必要性が感じられるような魅力的なメニューの検討が必要であるが、本市は中小企業のものづくりのまちであるし、ちょうど国連のビジネスと人権の作業部会が日本の企業の状況などを調査するために来ている。企業の経営そのものに人権の視点がなければな

らないという時代にもなってきたので、是非市内の企業にも加入することが必要だと思ってもらえるようなメリットを含めた説明を考えてほしい。

2つめは、人権研修が「良かった」という評価のところ、「良かった」だけでは、人によって「良かった」は全然違うので、何が「良かった」のかと、課題について記載する必要があると思う。

### ○3. (委員)

ヤングケアラーについて、子どもたちが両親、きょうだいが祖父母を介護している。もちろん、介護している子どもたちを助けなければならないが、介護されている両親、祖父母、きょうだいにもっと介護のケアができれば、子どもたちは、自由な時間がとれると思う。

福祉の分野でいろいろな介護サービスを提供されていると思うが、子どもたちが気軽に福祉に相談できる窓口を作るべきだと思っている。私達は小さい時から、両親、祖父母、きょうだいを介護するというような環境で育っているので、1人の子どもに聞くと、「別に苦にならない」と言っている。

我慢して言っているかもしれないが、先ほど申したとおり、介護を受けなければならないところにもう少し目がいけばいいと思っている。

### Q3. (委員)

ヤングケアラーは本市にどれぐらいいるのか。また、ヤングケアラーに対して、八尾市はどんなことをしているのか。それから、八尾市の職員は何人いるのか。そのうち、派遣職員は何人いるのか。

### A3. (事務局)

「本市にはヤングケアラーが何人いるか」という質問について、ヤングケアラーは法的に定義がなく、大人が担うと思われるケアを子どもが行うことであるが、学習とか生活に支障があるという文言はあるが、法的な定義になっていないので、人数を数えるのは難しい状況にある。

ただし、児童家庭相談の中で、大人が担うと思われるケアを子どもがしていると思われるケースはある。お手伝いの程度かなというものもあるし、進学に影響するようなものもある。進学に影響したり、学習やクラブ活動が十分できないという部分については、子ども総合支援課や教育委員会等の関係機関で連携をして、1件1件のケースに対応している。

件数は申し上げられないが、関係機関を通じて1件1件に対して対応しているというのが現状である。本市の職員数については、令和3年4月1日現在、正職員数は約2,400名である。

### Q4. (委員)

ヤングケアラーの人数を把握するための調査はしていないのか。大阪府では2016年と2017年に子どもの調査をしていたが、八尾市は参加しているのか。

### A4. (事務局)

はい。貧困の関係の生活実態調査だったと思うが、平成27年に本市も参加して実施している。また、今年度、大阪府で新たに調査をするので、本市も参加予定である。

○4. (委員)

ヤングケアラーについては、定義を一律に決めることは難しいと思っているが、いろいろな指標を設けることは可能である。

Q5. (委員)

「3. 子どものいじめ防止等の取り組みの推進」の「15 いじめ防止等に向けた取り組みの推進」で、『いじめ防止対策推進法』ができて八尾市では、『八尾市いじめ防止基本方針』に取り組んだと思うが、この法律がいつできて、どんな形で八尾市の基本方針に取り組んだのかを教えてください。

A5. (事務局)

平成25年に国で「いじめ防止対策推進法」が出来たが、これは大津市でいじめを原因として子どもが自死したことをきっかけとして、被害者の子どもにもっと寄り添った対応をするために出来上がった法律である。

これを踏まえ、本市では2年後の平成27年に「八尾市いじめ防止基本方針」を策定した。

平成25年から各学校においても「いじめ防止基本方針」を策定して、いじめの早期発見、早期解決に繋がるような取り組みを推進している。

○5. (委員)

各課の取り組みに非常に濃淡があると思う。通常の業務と人権の問題が結びついて考えられる部局と通常の業務と人権の問題が結びつけて考えることができず、できるだけ人権の意識を持つというレベルにとどまる部局があると思う。そのため、こういう形で数値化して評価するのは難しいと思っている。

この資料は基礎的な資料だと思うが、大まかな職域ごとでいいので、この資料とは別に、「取り組みを続けて何が変わったのか」、「どういうところ取り組みの難しさがあるのか」、「今後、どのような課題があるのか」を示してほしい。そういった形で示されるとわかりやすいと思う。

拝見していると、各部局、担当課業務に関するものを数字でそのまま挙げているものが多い。

私が知っている部局でも基本的人権の尊重を目的にと謳っているが、実施しているのは日常業務であるので、参加者数や子どもの数をそのままカウントして、見栄えを良くするために数字だけ挙げるというやり方は効果的ではないと思う。

今まで実施してきて難しかったところや、なかなか成果が上がらないところ、職場でいろいろな問題が起きたところなど、実施してきたことと比較してみんなで議論できる形で報告してほしい。

私は毎回申し上げているので、報告の内容を改めていただきたい。

○6. (委員)

資料の作り方についての何回めかの提言であるが、部局として数値をデータで示すことは指針としては重要であると思うが、実態をもう少し踏み込んで示す必要があると思う。

## 案件（２）差別事象等について（報告）

・事務局から資料3について説明

### 【主な意見・質問・回答等】

#### ○ 1.（委員）

各学校では様々な人権事象について、学習を進めている。その中で、残念ながら差別事象が起こってしまったことを非常に悲しく、また、申し訳なく思っている。校長会で、差別事象について情報共有をして、各学校で指導方法について考えていこうと取り組んでいる。

４番めの事象で、「ベトナムへ帰れ」と発言があったが、「帰れ」がなくても、子どもたちの喧嘩の中で、ついついいろいろな発言をする。喧嘩の中で発言があると、そこに悪意が含まれている。

「ベトナム」という言葉だけでは悪意がないかもしれないが、喧嘩の中で相手に対してダメージを与えてやろうということになると、個々の潜在的な差別意識がなすところであり、職員間でも常々話をしながら、そういった人権意識、差別感情のこどもの潜在的な差別意識を見逃さずに取り組んでいる。これは本市の学校どこでも取り組んでいる。引き続き、取り組みを進めていきたい。

#### ○ 2.（委員）

「障がい者」という言葉を使って馬鹿にされることは今まで当たり前のようにあった。それが問題とされず、流されているというのが現状である。

紙に書いてあるだけの問題ではなく、もっと根強い差別というものがあることを、意識して取り組まないと前には進まないと思う。まだまだ差別をなくすのは難しいと感じている。

#### ○ 3.（委員）

以前、ハローワークで障がい者支援の窓口勤務していたことがあり、実際に障がいのある方の就職活動をいろいろ助けたいと思って仕事をしていた。

「障がい者」については、一般的には知的障がい者とか、身体障がい者とか、中身が全く違う。いろいろな方がいる。

子どもさんが障がい者で、親御さんが障がい者と認めたくないという方も結構いる。

だから、障がいのある方が普通に就職されると、ものすごくプレッシャーがかかって、当然障がいがあるので、健常者と同じペースで仕事できないと結局リタイアしてしまう。そういうことも数多くあった。

障がいのある方は、資料の数字で出ている問題だけではなくて、中身も本当に大切にやり一層手助けをしていかなければいけないと感じている。

私も 1975 年から同和問題に携わってきて、当時、『部落地名総監』が企業に出回ったことがある。そういう時代にいろいろと携わってきたので、さまざまな問題は一足飛びには解決できないと思うが、少しずつ理解者を増やしていくために、議論して、その中で意見が述べていきたいと思って、今回、審議会の委員を引き受けた。

#### Q 1.（委員）

学校の差別の問題について、子どもに対して人権教育をやっているのか。

例えば殺人等が人権の基本的な問題で、刑法や民法で裁かれる人権問題であるが、本市で差別事象が

発生した時に、このような解決しにくい問題に対しては、教育が一番重要だと思っている。

人権教育について、学校でいろいろな啓発活動をしているが、差別の問題については、学校や教育委員会が壁になっているのかを聞かせていただきたい。

#### ○４．（委員）

私は本市出身ではないが、こどもが小学生の時に、人権をテーマにした道徳の授業参観で、参観が終わった後に保護者が感想を書いて学校に提出するという形で、行われた。私自身すごくいいことだと思って、本市は人権教育に力を入れていると感じた。

私自身、大阪市の中学校に勤務しているが、中学生になると親が学校に行く機会も全くないので、人権教育を見る機会もなくて、小学校の参観での経験がよい機会として記憶に残っている。

#### A 1．（事務局）

本市の教育委員会では、各学校で人権 6 領域について、必ず触れるように年度当初に計画している。

年に 2 回ある実践交流会で、人権 6 領域がどのように展開されて、こどもたちにどういう成果があったのかを学校同士が交流して、共有できる交流の場を持つことで、こどもたちの人権感覚を醸成していきたいと考えている。

保護者向けという意味では、授業参観の見学や、PTA を対象とした人権研修等を生涯学習課で実施する中で、啓発を進めている。

#### Q 2．（委員）

『やおっこ手紙相談』について、どのようにして手紙を受け取って、どういう人が回答しているのか。詳しいことが分からない。資料には載っていないが、どこの自治体でも待機児童の問題を考えると、男女共同参画や働き方改革で共働きの夫婦が増えており、こどもを産むのが大変だというのは聞いている。

なぜかという、待機児童の問題で保育園に入りにくい。そうすると、勤めることに支障が出てくるということも聞いているし、これも 1 つの人権問題であるとは私に思っているので、資料には全く載っていないので考えてほしい。

ヤングケアラーの問題については、市内にどれくらいの人がいるのかというのが疑問に思ったし、八尾市は小学 3 年生のこどもたちに向けて、いろいろと工夫して、事業として CAP プロジェクトを実施していると思うが、何か見えてこない部分が多いので、皆さんの疑問点になっていると思う。

いじめからこどもを守る課や人権教育課で小学 4 年生と中学 1 年生を対象に人権教室をすると思うが、どういう形式で実施しているのか資料に載っていたのか。資料には詳しいことも載っていないし、実施するのは聞いているので、カウンセラーの先生がリモートでするかということも含めて、せっかく立ち上げた課であるので、もっと情報発信していただきたい。

#### A 2．（事務局）

『やおっこ手紙相談』について、いじめからこどもを守る課が市内の学校の生徒と意見を交換した。生徒が保護者にいじめの相談がしにくいということが背景にあって、『やおっこ手紙相談』を始めた。手紙で直接相談を聞くために『やおっこ相談チーム』を作っている。『やおっこ相談チーム』は、いじめか

らこどもを守る課の弁護士、心理士、教育アドバイザーの専門職と、相談に応じる職員で構成されている。

『やおっこ相談チーム』では、生徒から手紙をいじめからこどもを守る課に出してもらって相談に応じている。

設置目的は、市内の小学校と中学生を対象に、いじめの早期発見・早期対応につなげるという制度内容になっている。

### Q 3. (委員)

1つめの差別事象の中で、早急を実施するとの回答を得たということであるが、当該フィットネスクラブに確認しているのか。

さまざまな研修会をしているが、アンケート等は実施しているか。また、アンケートの統計はきちんと整理しているか。という2点をお聞きしたい。

アンケートの統計については、人権教育・啓発プランの中で活用していただきたい。

### A 3. (事務局)

1つめの障がい者差別事象であるが、当該フィットネスクラブのスタッフに対して、経過を確認し、障害者差別解消法で義務化されている合理的配慮の提供とは言えず、不当な差別的取り扱いに当たるということについて、スタッフに情報共有し、しっかり社内で研修するよう伝えた。もちろん、その後の経過について確認できる形にしている。

人権の啓発等の取り組みを実施しているが、その都度全てアンケートをとっている。また、アンケートの統計についても共有しながら、取り組みを進めている。

### 案件(3)その他

・八尾市「部落差別の解消に関する施策の方向性について」答申を受けての対応について事務局から資料4について説明

#### ○ 1. (委員)

当初の予定であればほとんど時間が残ってないが、この後どうするのかというのを決めた上で議論をしてほしい。

次回、会議の場を別途設けて議論をするのか、あるいは、本日30分でも延長して議論するのか、他にもいろいろ方法はあると思うが、その点を明らかにした上で進めてほしい。

#### ○ 2. (委員)

とても20分や30分で議論できないと思うので、改めて会議をしていただきたい。会議のルールとして、2時間をめどにするというのは非常に大切であるから、十分議論できる場を担保してもらった方が消化不良にならないと思っている。

また、ABCで判定されているが、部落問題を解決するために市長から諮問を委ねられて、審議会として答申したものに対して、何か否定されているようで非常に気分が悪いと感じている。

### ○3. (委員)

当初の議事の進め方では、この問題について、約 50 分程度時間をとってもらえるということで、私はそれに従って参加してきたが、残念ながら終了時間が迫っている。継続の議論ということにならざるを得ないが、ただし、また 1 からするわけにもいかないのので、基本的な問題の指摘をしたい。

今、主に C のところを中心に説明があったが、皆さんが聞いた印象がどうか、C は、要するに「今はやらない、やる気がない、しない」ということである。

「事業継続中、要検討」は A、B になっているが、これから検討していく、研究する必要があると書いている部分の結論が、B ではなく C になっているところがある。

また、「条例制定は考えていない」とあるが、条例制定は、八尾市が提案するだけでできるものではない。議員提案もある。市民の直接請求による条例制定もある。

諸般の事情を考えて、現時点で条例を作る事に問題がある、あるいは、他の課題があるので先にそちらを実施するというのであればわかるが、最初から条例制定しないということは、八尾市だけが決めることではないと思う。

そして、「同和地区の特定はできない、してはならない」とあるが、全く間違っている。今進めている事業は一体何に基づいて実施しているのか。

先の議会でも、特定の政党の質問に対して、八尾市は「市内に同和地区はある」と回答し、「それはどこか」という質問に対しては、「公にすることはできない」と回答したことから考えると、市内には同和地区があると考えられる。

同和地区を特定せずに、どのようにして事業を実施するのか。同和地区を特定しない理由として、付帯決議を持ち出して、新たな差別を生まないためと言っている。これは特定政党の意見、法律に反対した特定政党の意見である。先の 12 月議会でも、付帯決議を持ち出して同様の質問があった。同和地区を公にすることと、行政が同和地区を特定してしっかりと考えていく必要がある。

当事者の実態調査に関するところで、実態把握の重要性は全部 C です。同和地区の特定ができないから住民を特定できない、実態把握ができない、当事者調査できない。こういう一貫した考えは間違っていると思う。過去には当事者調査を実施している。複合差別について、実際に八尾市から調査を受けた人がいる。受託したコンサル会社から質問があり、冒頭で「今でも結婚差別はあるのか」と発言があった。

実態把握の重要性は C で、必須としての当事者調査はしないとされているが、これから部落差別解消のための基本的な方向性が議論できるのか。怒りを感じていると同時に、審議会への冒涇であると思う。八尾市が審議会に諮問して、それに対して積極的に取り上げてほしいと審議会が答申したものに、今まで実施してきたことすら否定するようなことが書いてある。「検討中、あるいは、検討する必要がある」と、事業のところで書いてあるが、新しいものは全部 C としている。矛盾撞着も甚だしい。答申に基づいた新しい計画は作らないという、八尾市で決定したことを書くために、この資料ができたと思う。

審議会として、報告を受けて了承したことについては絶対に反対である。この資料の取り扱いについて、検討して次の機会を設けてほしい。

### Q1. (委員)

残された時間の中で 2 分割して、50 分の所要時間の確保と申し上げたのは、事務局からの説明を含めて 50 分という意図であり、事務局の説明以外で 50 分という意図ではない。

次回の審議会は通常であれば年度末になるが、諸般の事情を考慮しながら少し日程を早める形ではどうか。

#### A 1. (事務局)

決して答申を冒涇しているということではない。資料4についてはABCという判定をしているが、これは客観的に今できているのか、あるいは、できていないのかを確認するもので、審議会の中で、提案されたものに対してBやCということではないので、誤解のないようお願いしたい。資料4については、納得をいただけるような資料の作り方があってもいいので考えていきたい。

案件3について議論ができていないので、再度、事務局で精査して、会長とも相談の上、臨時的に開催するかどうかを含めて検討して、委員の皆様にお諮りしたい。

#### O 4. (委員)

ABCを価値判断と申し上げたことはない。実施したくない、実施できないものを全部Cとしているが、本来Bと評価すべき内容のものまでCにしている。今まで実施してきたものもCと判定して、できないとしている。

教育委員会にも質問したいことがある。どうして学習計画を作らないのか。法律ができて、法律に基づいて、審議会ができて、プランが作られた。

同和対策の法律が失効した後で、国際的な流れも含めて、少なくとも教育と啓発の問題に絞ってでも、問題に継続して取り組もうという強い要望の中で作られた法律である。

時系列にすると、障がい者差別、外国人の問題、部落差別、それから今ではLGBTQの問題について個別の法律を作る必要があるということになった。

それに対して、八尾市は、人権教育・啓発プランがあり、その中に課題が含まれているため、新たなものは実施しないと言っている。

ではなぜ、諮問をしたのか。答申の中で実施できるものだけをつまみ食いして、新たな提案については、議論をすることもなく、全部Cと評価して実施しないとしている。同和地区の特定はしないのか。行政は特定してはいけないのか。

#### O 5. (委員)

資料4について、条例や計画を作らない、実態調査をしない、宣言をしない、学習計画を作らない、ということであれば、答申は無視されたと言ってもいいと思う。

最初に、「八尾市長はなぜ、この場にいらないのか」と申し上げたが、八尾市長がそこにいれば答申の内容について議論できたと思う。是非、10月に会議を開催してほしい。

閉会

以上